

保護者の皆様へ

別海町長 曾根 興三
(公印省略)

北海道まん延防止等重点措置に伴う対応について（お願い）
日頃から、本町行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、1月27日（木）から2月20日（日）まで北海道に「まん延防止等重点措置」が適用されました。

本町におきましては、認定こども園等児童福祉施設での感染防止対策として以下の内容にて対応しますので、保護者の皆様におかれましては、内容についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 児童福祉施設を利用されるお子さんについては、定期的に体温を図り発熱等風邪症状がみられる場合には、施設の利用を控えていただく。
また、同居家族に風邪症状がある場合にもお子さんの登園を控えていただくようお願いいたします。
2. 他府県や道内の感染拡大している地域・場所など居住地以外への往来について、慎重に対応し、延期できる場合には延期をしていただく。
なお、お子さんがやむを得ず感染拡大地域に宿泊を伴う滞在をした場合、滞在最終日を±0日とし、その後3日以上自宅待機後、無症状の場合でも簡易検査キットによる検査を積極的に活用するなど感染対策に御協力願います。
3. 手洗いや消毒のほか、咳エチケット並びに人との距離をとるなど徹底していただく。
4. お子様やご家族の状態による登園等の判断について

* 下記のいずれの場合も、必ず所属する施設へ連絡をお願いします。

①PCR検査を受ける	お子様	結果が判明するまで自宅待機
	同居家族	同居家族の結果が「陰性」と判明するまでお子様は自宅待機
②濃厚接触者に指定された	お子様	保健所の指示する期間が経過するまで自宅待機
	同居家族	同居家族の結果が「陰性」と判明するまでお子様は自宅待機
③陽性が判明した	お子様	登園再開について保健所又は医療機関などの指示する期間まで自宅待機
	同居家族	お子様が濃厚接触者となった場合、保健所等の指示する期間まで自宅待機

①で保健所や医療機関の指示でないものは該当しません。

5. 園児・職員等に陽性者が確認された場合、施設内の消毒作業を行うとともに、保健所と相談の上、感染拡大の可能性のある場合は施設の休園等を行う場合があります。
6. 新型コロナウイルス感染症については、感染対策を徹底しても感染リスクをゼロにできないことを御理解いただき、お子さんの健やかな保育のためにも感染者や濃厚接触者、及びそのご家族の個人情報については、特定されないことがないよう配慮をお願いします。

(福祉課こども・子育て担当)